

令和3年度 事業計画書

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日



[社会福祉協議会のシンボルマーク]

社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会

鹿屋市社会福祉協議会の使命・経営理念・組織経営方針

1 使命

鹿屋市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として「市民誰もがいきいきと安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進することを使命とする。

2 経営理念

鹿屋市社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

- (1) 住民参加・協働による福祉社会の実現
- (2) 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- (3) 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- (4) 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

3 組織経営方針

鹿屋市社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織経営を行います。

- (1) 地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- (2) 事業の展開にあたっては、住民参加を徹底します。
- (3) 事業の評価を適切に行い効率的で効果的な事業推進に努めるとともに、自主財源の確保に努めます。
- (4) 全ての役職員は、高い倫理観を保持し、法令を遵守します。

令和3年度 鹿屋市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

少子高齢・人口減少社会を迎え、社会的孤立や貧困など地域においては様々な問題が深刻化しています。国においては、複合化・複雑化した課題を抱える人々が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、「住民の身近な圏域」において地域住民が互いに支えあいながら地域をともにつくる「地域共生社会」の実現に向けて、地域づくりの強化や包括的支援体制の整備等を進めており、社会福祉協議会には、地域共生社会の実現に向け、様々な関係者や組織・団体との「連携・協働の場」としての役割を發揮し、事業展開することが求められています。

このような状況の中、本会では、地域住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心・安全に生活していくため、「住民が主体的に地域の課題を把握し、地域での解決を試みる」地域づくり（地域福祉協議会等の設置）や地域福祉活動（声かけ・見守り活動、ふれあい・いきいきサロン活動、市民後見人の養成等）の推進、複合的な課題を抱える住民に対応した多機関と協働による包括的な相談支援体制の構築、高齢者等の権利擁護、障がい者の社会参加や子育て支援の充実など、住民組織や関係機関・団体、ボランティア、専門機関などと連携・協働し、本年度も各種事業や活動に積極的に取り組んで参ります。

厳しい経営状態が続く介護保険事業等の運営体制については、「介護保険事業の見直し方針」に基づき、計画的に作業を遂行するとともに、本会の経営理念や経営方針などの見直し、更には職員の資質向上を図るための業務評価制度の導入などにより、事業・組織・財政の基盤強化に努めて参ります。また、働き方改革関連法が令和元年4月から順次施行されている中、改正内容に沿った適正な雇用管理を進めて参ります。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会生活様式の変容や災害の対応等を踏まえ、役職員等が一丸となって、地域福祉の中核的な推進団体としての使命を再認識し、地域福祉の向上に努めるため、次の重点目標を掲げて事業を推進して参ります。

重点目標

- 1 社会福祉協議会の事業・組織・財政の基盤強化と広報・啓発活動の充実強化
- 2 地域福祉活動の推進
- 3 権利擁護推進センターの円滑な運営と高齢者等の権利擁護
- 4 障がい者基幹相談支援センターの相談支援体制の整備と関係機関との連携強化
- 5 市指定管理施設の適正な管理運営と利用促進
- 6 **【新】**介護保険事業の新規運営体制への移行準備
- 7 **【新】**災害救援活動の支援体制の構築

事業実施計画

第Ⅰ 総務課（所管事業）

1 法人運営事業の実施

(1) 役員会等の開催

任期満了に伴う役員改選（理事・監事）を行い，適正な会務の運営を行う。

- ① 正副会長会の開催（5月・11月・3月・必要において随時）
- ② 理事会の開催（6月〔2回〕・11月・3月・必要において随時）
- ③ 評議員会の開催（6月・11月・3月・必要において随時）
- ④ 監事会の開催（5月）

(2) 委員会の開催

- ① 評議員任期満了に伴う評議員選任・解任委員会の開催（6月）
- ② 利用者の相談・苦情解決に係る第三者委員会の開催（必要において随時）

(3) 定款その他諸規程等の制定，改廃

(4) 組織の改編と事務・事業推進体制の見直し

① 【新】組織の改編

「在宅福祉サービス課」の廃止 → 「在宅福祉サービス室」の設置（総務課所管）

- ② 事務事業検証作業と予算ヒアリングの実施（10月～12月）

(5) 財政基盤・財務規律の強化

① 適正かつ効率的な経理業務（会計・財務）の遂行

ア 会計処理等業務の指導，助言等の委託（公認会計士）

イ 給与代行業務等の委託（会計事務所）

ウ 積立資産の資金運用と管理について協議検討

エ 固定資産物品・備品等の適正な管理

オ 内部会計監査の実施（11月）

② 自主財源の確保と創出

ア 自主財源の確保

・会費収入，寄附金収入，共同募金配分金収入等の安定的確保

イ 自主財源の創出

(ア) 広告掲載事業の実施（年4回）

(イ) 【新】寄附金付き清涼飲料水自動販売機の設置や商品等の開発

③ 公的財源の確保と民間財源の活用等

ア 県や市等の補助金収入，受託金収入等の公的財源の確保

イ 各種財団等が実施する助成事業の情報収集と有効活用

④ 経費削減の推進

ア 事務費・事業費を精査等し，経費節減の実施

(ア) 電力入札の実施（電気料の削減）

(イ) 【新】印刷経費（一括発注）や各種燃料費（単価契約）の削減

(6) 広報・啓発活動の充実強化

- ① 社協だよりの発行（4月・7月・10月・1月 / 年4回町内会全戸配布）
- ② 社協ホームページからの情報発信（随時）
- ③ フェイスブック等SNSを活用した情報配信（随時）
- ④ 新聞等を積極的に活用した情報発信（随時）
- ⑤ 社協のしおり（リニューアル作成）の配布（随時）
- ⑥ 社協事業活動等紹介パネル展の実施（市内大型店舗, 市役所, 社協本所等）
- ⑦ 各種会合や研修会等の場を活用した広報・啓発活動の実施（随時）

(7) 社協会員制度の周知と加入促進

- ① 一般会員（町内会各世帯）（5月）
- ② 団体会員・特別会員（市民や企業・団体・施設・事業所等）（7月・8月）

(8) 社会福祉功労者・団体の表彰

- ① 社協表彰審査会の実施（9月）
- ② 市ふれあい健康福祉まつり表彰式典で表彰の実施（10月）
- ③ その他, 多額寄付者・団体等へ表彰の実施（随時）

(9) 職員の確保と育成

- ① 定年退職に伴う職員の確保の検討
 - ア 職員の計画的な採用について協議検討
 - イ 職員採用試験の実施
- ② 職員の育成
 - ア **【新】業務目標及び業績評価制度の導入と実施**
 - イ 管理職・中間職等の階層別研修の実施（内部研修等）
 - ウ 社会福祉士や介護福祉士等の資格取得を職員に勧奨, 支援

(10) 労働諸法令に基づいた労務管理, 健康管理等

- ① 労働諸法令の遵守
 - ア 職員の勤務実態の把握と労働改善等
 - イ 労働諸法令に係る研修会等に参加
 - ウ 労務管理等に関する相談と助言の委託（社会保険労務士）
- ② 職員の健康管理と衛生管理
 - ア 職員の健康診断, ストレスチェックの実施
 - イ 産業医の委嘱, 産業医による職場巡視と健康指導の実施, 衛生委員会の開催
 - ウ 新型コロナウイルス感染症に対する職員の衛生管理と感染予防の徹底
- ③ その他
 - ア 労働者名簿等の適正な管理
 - イ 個人情報, 特定個人情報等の適正な管理と取扱い

(11) 経営の透明性の確保と情報公開

- ① 法令に基づく情報公開（市へ現況報告書の提出）
- ② 情報公開項目や方針に基づく情報公開（社協ホームページ等）

(12) 役職員の研修

- ① 外部研修（県社協等主催）への参加

- ② 役職員等研修会の実施
- ③ 職員内部研修会，職員会議の実施
- ④ コロナ禍でインターネット回線を使用したりリモート型研修の参加促進
- (13) 地域における公益的な取り組みの実施
 - ・市民の健康増進等を目的に，各種講座の実施（5講座）（7月～11月）
- (14) 福祉人材等の育成
 - ・福祉系大学や専門学校等からの実習生の受入と実習の場の提供
- (15) 鹿屋市民生委員児童委員協議会の事務局業務の受託
 - ・会務の運営，委員の各種研修会等の実施，外部機関との連絡調整等
- (16) 関係機関・団体等との連携等
 - ・法人経営に向け，様々な関係者や組織・団体等との連携と協調

2 社会福祉施設の管理運営等

(1) 社会福祉会館事業の実施（本会所有施設）

- ① 施設の設置目的
 - 地域福祉事業等の推進及び社会福祉団体等の福祉活動の拠点施設
- ② 施設の管理運営と利用促進等
 - ア 適正な管理運営と利用促進
 - イ 会議室，事務室の施設貸室（無償又は有償）
 - (ア) 会議室：社会福祉を目的とする機関・団体等
 - (イ) 事務室：鹿児島県社協福祉人材・研修センター（鹿屋市駐在）
 - おおすみ障害者就業・生活支援センター
 - 肝属保護区保護司会（更生保護サポートセンター）

(2) 市民交流センター福祉プラザ管理運営事業の実施（市指定管理施設）

- ① 施設の設置目的
 - 高齢者や障がい者をはじめ，すべての市民が健康でいきいきと自立した生活を営み社会参加活動を行うとともに，誰もが気軽に交流を深めることができる地域福祉活動の拠点施設として設置
- ② 福祉プラザの管理運営と利用促進
 - ア 適正な管理運営と利用促進
 - イ 施設利用団体の登録管理，新たな掘り起こし（随時）
 - ウ 福祉プラザ利用登録団体連絡会の開催（年1回）
- ③ 福祉プラザの周知に関する情報の提供
 - ア 福祉プラザ通信の発行（毎月1回，町内会回覧及び各公共施設等へ配布）
 - イ 施設案内リーフレットの配布（随時）
 - ウ 社協だよりや社協ホームページ等を活用した情報提供
- ④ 福祉や施設利用に関する調査
 - ・アンケート調査箱の設置と施設利用者に満足度調査の実施
- ⑤ 高齢者の健康増進
 - ・高齢者入浴サービスの実施

⑥ その他

- ・【新】次期指定管理に向けての準備等

(3) 輝北ふれあいセンター管理運営事業の実施（市指定管理施設）

① 施設の設置目的

社会福祉等の増進を図り，地域間の交流及び地域の活性化に資するための拠点施設として設置

② 輝北ふれあいセンターの管理運営と利用促進

ア 適正な管理運営及び利用促進

イ センター運営協議会の開催（年2回）

③ 輝北ふれあいセンターの周知に関する情報の提供

ア 輝北ふれあいセンターだよりの発行

（年2回以上，輝北地域全戸配布及び各公共施設等へ配布）

イ 輝北ふれあいセンター案内リーフレットの配布（随時）

ウ 社協だよりや社協ホームページ等を活用した情報提供

④ 施設利用に関する調査

- ・施設利用者に満足度調査の実施

⑤ 市民等の健康増進

- ・温泉入浴サービスの実施（公衆浴場事業）

⑥ イベントの実施

ア 輝北福祉ふれあいフェスタの開催（年1回）

イ 輝北ふれあいセンター杯グラウンドゴルフ大会の開催（年2回）

⑦ 施設利用や地域の活性化

ア 関係機関等と連携，提携した地元農産物等の販売（きほくやすらぎ市場）

イ 地元農産物等を使用した昼食の提供（きほくやすらぎ食堂）

⑧ その他

- ・【新】次期指定管理に向けての準備等

3 介護サービス事業の経営（介護保険事業，障害者居宅介護事業）

(1) 事業の目的

社協介護事業所の公益的使命を深く自覚しながら，介護を必要とする高齢者や障がい者が尊厳を持って，本人の有する能力に応じ，可能な限り住み慣れた在宅で安心して自立した日常生活を送れるよう支援するとともに，昨年度策定した新型コロナウイルス感染対策マニュアルに基づき，今後も感染予防の徹底に努める。

(2) 事業の内容等

① 介護保険事業の実施（根拠法令：介護保険法）

事業名	事業内容／事業所設置場所
ア 訪問介護事業	自宅で入浴，排泄，食事等の介護及び清掃，買い物等生活援助サービスの提供／本所分室
イ 訪問入浴介護事業	専用の浴槽やボイラー等設備を装備した入浴車で自宅を訪問し，入浴介護サービスの提供／本所分室

ウ 居宅介護支援事業	居宅介護サービス計画書の作成等（介護予防支援及び住宅改修支援も含む）／本所分室・輝北支所
エ 介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスの提供（要支援 1・2 の方及び市がチェックリストに基づき、事業対象者と判定された方）／本所分室

② 障害者居宅介護事業の実施（根拠法令：障害者総合支援法）

事業名	事業内容／事業所設置場所
ア 居宅介護事業	自宅で入浴、排泄、食事等の介護及び清掃、買い物等生活援助サービスの提供（身体・知的・精神障がい者）／本所分室
イ 重度訪問介護事業	自宅で入浴、排泄、食事等の介護及び清掃、買い物等生活援助サービスの提供（重度の身体・知的・精神障がい者）／本所分室
ウ 同行援護事業	移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援サービスの提供（視覚障がい者）／本所分室
エ 移動支援事業	通院、買い物、習い事、散歩等外出支援サービスの提供（身体・知的・精神障がい者）／本所分室
オ 障害者等訪問入浴サービス事業	専用の浴槽やボイラー設備を装備した入浴車で自宅を訪問し、入浴サービスの提供（身体障がい者（児））／本所分室

(3) 介護等職員の研修会の実施

① 内部研修の実施

ア 事業所全体の月例研修、事業所毎の専門研修等の実施

② 外部研修の実施

ア 県社協、県ヘルパー協議会、県介護支援専門員協議会等主催の研修会等に参加

(4) 関係機関・団体との連携

① 介護保険事業における関係機関・団体との連携

ア 鹿屋市高齢福祉課介護保険係・鹿屋市地域包括支援センター

イ 市内介護保険関連事業所、医療機関

ウ その他関係機関・団体

② 障害居宅介護事業における関係機関・団体との連携

ア 鹿屋市福祉政策課障害福祉係

イ 市内特定相談支援事業所、医療機関

ウ その他関係機関・団体

(5) その他

・【新】介護保険事業の新規運営体制への移行準備

4 権利擁護推進センターの円滑な運営と高齢者等の権利擁護

(1) 権利擁護推進センターの運営

- ① 成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の相談及び情報提供
- ② 福祉サービス利用支援事業の実施
- ③ 成年後見（法人後見）の実施
- ④ 権利擁護推進センター運営委員会の開催

- ⑤ 権利擁護推進センター審査委員会の開催
- ⑥ 成年後見制度法人後見支援事業の実施
- ⑦ 家庭裁判所や県社協など各関係機関・団体との連携
- (2) **権利擁護推進センターに関する市民への広報啓発**
 - ① 権利擁護推進セミナーの開催
 - ② **【新】市民後見人養成講座修了者へのフォローアップ研修会の実施**
 - ③ **【新】市民後見人に関する講演会<初心者向け>の開催**

5 障がい者基幹相談支援センター事業の実施

(1) センターの目的

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。

(2) 開設日時

月曜日～土曜日（8：30～17：00）

但し、祝日/年末年始（12月29日～1月3日）は除く

※上記開設日時以外は、代表電話から携帯電話に自動転送され、24時間体制を確保（原則、緊急を要する場合のみの対応）

(3) 業務内容

- ① 障がい者相談支援事業（障がい者等・家族等を主な対象）
- ② 相談支援事業（事業者を主な対象）
- ③ 地域生活支援拠点等の整備に向けた各機能の仕組み作り
- ④ 肝属地区障がい者基幹相談支援センター運営協議会の運営
- ⑤ 肝属地区障害者自立支援協議会の運営補助
- ⑥ 肝属地区障害者虐待防止センター
- ⑦ 肝属地区障害者差別解消支援協議会

(4) 実施区域

・肝属地区 2市4町（鹿屋市・垂水市・肝付町・東串良町・錦江町・南大隅町）

第2 地域福祉課（所管事業）

1 地域福祉活動の推進

- (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（みんなで支え合う地域づくり推進事業）

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指して、住民に身近な圏域で住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談体制を構築します。

- ① 地域力強化推進事業の実施

ア 地域福祉コーディネーターの配置

イ 住民に身近な圏域で地域生活課題を包括的に受け止める体制及び住民が主体的に

地域課題を把握して解決を試みる環境の整備

- (ア) 町内会区域等に「地域福祉協議会」を設立
- (イ) 地域住民等が相互に交流を図る拠点の整備
- (ウ) 地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- (エ) 住民アンケート及び支え合いマップ等による地域ニーズの把握
- (オ) 地域住民等に対する研修の実施
- (カ) 地域づくりを推進する市関係各課との連携

② 多機関協働による包括的支援体制構築事業の実施

- ア 相談支援包括化推進員の配置
- イ 複合的課題を抱える相談者の支援
- ウ 相談支援包括化ネットワークの構築
- エ 相談支援包括化推進会議の開催
- オ 担当者会議(個別事例会議)の開催
- カ 自主財源確保のための研究
- キ 新たな社会資源(生活支援サービス事業等)の創出

(2) ふれあいネットワークづくり事業の実施

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の中で支援が必要な方を見守る体制を構築するとともに継続的に活動できるよう支援を行います。

- ① 高齢者等の見守り体制の構築及び支援
- ② 近隣福祉ネットワーク活動の支援(輝北)
- ③ 連絡会等の開催

(3) ふれあい・いきいきサロン事業の実施

住み慣れた地域に気軽に集える場所を作ることで、生きがいつくりや仲間づくりを行います。

- ① 高齢者サロンの推進
- ② サロン展及び研修会の開催
- ③ 助成金を通じたサロン設立及び支援
- ④ **【新】男性サロンの設立促進**
- ⑤ レクリエーション用具の貸し出し
- ⑥ 広報・啓発

(4) ドライブサロン事業の実施

自ら交通手段を有しない高齢者等に対し、買い物等の生活支援や、生きがいつくりを行うための交通手段を社会福祉法人と連携して提供します。また、社会福祉法人の地域貢献活動の推進について支援します。

- ① 生活支援型ドライブサロン事業の推進
- ② 生きがいつくり型ドライブサロン事業の推進

2 生活支援・介護予防体制の充実・強化

(1) やすらぎの里づくり支援事業の実施(輝北支所)

輝北ふれあいセンターを拠点施設に様々な取り組みや活動を展開することにより、生

きがいづくりや健康維持，生活の質の向上に努めます。

① 生きがいづくりの支援

- ア 温泉を活用した住民の集いの場づくり
- イ 小学生等を対象とした長期休暇の学習支援
- ウ 住民のニーズに応じた趣味講座等の開催

② 健康づくりの支援

- ア 男性を対象とした料理教室や食生活講演会の開催
- イ 輝北地域の歯科医の協力による検診の実施
- ウ 温泉の利用促進と健康づくりに資する温泉入浴講座の開催

③ 生活基盤づくりの支援

- ア 生鮮食料品や日用品等の買い物支援
- イ 行政機関及び金融機関等の送迎支援
- ウ 鹿屋市通所付添サポート事業（サロン等の通いの場へ送迎支援）の実施

(2) 福祉機器貸出事業の実施

① 車いすの無償貸出

3 総合相談事業の実施

市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ，適切な助言及び援助を行い，相談解決の糸口が見いだせるよう心配ごと相談（総合相談）を実施します。

(1) 心配ごと相談事業（一般相談）

（毎週月～金曜日〔祝日・年末年始は休み〕，午前 9 時～正午）

(2) 専門相談事業

- ① 税務・経営相談（毎月第 1 金曜日，午前 9 時～正午）
- ② 法律相談（毎月第 2 金曜日，午後 1 時～午後 4 時）
- ③ 財産・登記相談（毎月第 2・3・4 金曜日，午前 9 時～正午）
- ④ 終活相談（毎月第 4 木曜日，午前 9 時～正午）

4 福祉教育やボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンター事業の実施

他人や地域を思いやる「福祉の心」の醸成を図り，福祉に対する理解と関心を深め，ボランティア活動の推進やその環境づくりに努めます。

① 福祉教育の推進

- ア 福祉イベント（ボランティアフェスティバル等）の開催
- イ 福祉・ボランティア作文コンクールの実施
- ウ ボランティア活動推進校における福祉教育の支援
- エ 福祉体験出前講座の開催（地域・学校・企業関係）
- オ 福祉体験教材等の貸出（高齢者疑似体験セット，白杖，車いす等）
- カ 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業の実施

② ボランティアの育成

- ア わくわくボランティア体験学習の開催（小学生高学年）

イ サマーボランティア体験学習の開催（中・高校生等）

ウ ボランティア養成講座の開催

エ 災害ボランティア養成講座の開催

③ ボランティアセンター機能の充実

ア ボランティアセンター運営委員会の開催

イ ボランティア活動に関する情報の収集及び提供

ウ **【新】ボランティア登録者へのアンケート調査の実施**

エ ボランティアの需給調整

オ ボランティアバンクの整備

カ ボランティアの活動支援（ボランティア活動保険加入手続き等）

キ イベント等を通じたボランティアの啓発

ク **【新】ボランティア登録カードの見直し登録内容確認**

(2) **鹿屋市高齢者元気度アップ・ポイント事業の実施**

65歳以上の高齢者が、健康づくりや介護施設等におけるボランティア活動を行うことにより、地域貢献と社会参加を図るとともに、介護予防を推進します。

① 高齢者元気度アップ・ポイント事業の普及啓発

② 高齢者元気度アップ・ポイント事業の登録及び手帳の交付

③ 高齢者元気度アップ・ポイント事業評価ポイントの付与及び管理並びに転換交付金等の交付

④ 高齢者元気度アップ・ポイント事業フォローアップ研修会の開催（年2回）

(3) **子育て支援もポイントアップ！元気度アップ！推進事業の実施**

65歳以上の高齢者を含む団体のボランティア活動に対し、ポイントを付与して活動を活性化し、高齢者を地域全体で支えるよう取り組みます。

① 元気度アップグループの登録

② 元気度アップグループの活動促進及びグループの活動実績の把握

③ 元気度アップグループの事業評価ポイントの付与及び交換並びに転換交付金等の交付

④ 元気度アップグループの事業研修会の開催（年1回）

5 地域福祉活動計画の進行管理及び評価

(1) **地域福祉活動計画の進行管理**

鹿屋市地域福祉活動計画に掲げた内容が、計画どおりに実行されるよう適切な進行管理に努めます。

① 適切な進行管理

② その他連絡調整業務

(2) **地域福祉活動計画の評価**

鹿屋市地域福祉活動計画に掲げた内容の進捗状況等について、外部の委員等により評価を受けることで計画の有効性を担保します。

① 評価に関する委員会の開催

② その他連絡調整業務

(3) **【新】第3期地域福祉活動計画策定に向けた取り組み**

・第3期地域福祉活動計画策定（令和5年度～）に向けて調査研究を行います。

6 災害救援活動

(1) 【新】災害救援活動支援事業の実施

① 災害ボランティアセンターの設置・運営及び各種団体等との体制づくり

鹿屋市内で災害が発生した際に、市役所、県社協、鹿屋青年会議所、大隅災害復旧ボランティア等と連携し災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。また、災害が発生した場合を想定した訓練や平時から各種団体等との体制づくりや連携を図ります。

ア 関係機関・団体との連絡会及び模擬訓練等の開催

イ 関係機関・団体と連携した災害ネットワークづくりの推進

ウ 社協、市役所、鹿屋青年会議所、大隅災害復旧ボランティアの4者による災害ボランティア研修会の開催

エ 県・市総合防災訓練等への参加（災害ボランティアセンター設置・運用訓練）

(2) 災害支援事業の実施

火災や風水害等による被災者に対して、社協、共同募金、日赤から救援物資や金品等を贈ります。

(3) 被災地への職員派遣

大規模災害等により、被災地で災害ボランティアセンターが開設された際、災害ボランティアセンターの運営を支援するため、災害時相互応援協定等に基づき職員派遣を行います。

7 障がい者の社会参加と自立支援の促進

(1) 障害者社会参加促進事業の実施

障がい者の社会参加を促進する事業を実施し、障がい者の社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を図ります。

① 手話奉仕員養成講習会の開催

② 点訳奉仕員養成講習会の開催

③ 音声訳奉仕員養成講習会の開催

④ 要約筆記奉仕員養成講習会の開催

⑤ 点字・声の広報発行事業の実施

(2) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）の実施

聴覚障害者等が、円滑な意思疎通を図れるよう意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記奉仕員等）を派遣します。

① 意思疎通支援者の派遣

② 手話通訳者等専門研修会の開催（年1回）

(3) 福祉機器リサイクル事業の実施

車いすやベッドなど不用になった福祉機器を市民から無償で譲り受け、必要な方に無料で提供します。

8 子育て支援事業の推進

(1) 鹿屋市ファミリー・サポート・センター事業の実施

子育て中の保護者等が地域で安心して子育てができるよう子育て機能の充実を図り

ます。

- ① アドバイザーの配置
- ② 会員の掘り起こし及び利用促進, 会員間の調整
- ③ 新規登録会員への講習会の開催 (年3回及び利用会員については随時登録)
- ④ 会員のフォローアップ講習会の開催 (年1回)
- ⑤ 全体交流会の開催 (年1回)
- ⑥ 会報の発行 (年2回)

(2) つどいの広場“りな”事業の実施

乳幼児をもつ親とその子どもが気軽につどい, 打ち解けた雰囲気の中で語り合い, 相互の親睦交流と保育士による育児相談を行います。また, 子育て関連のイベントや講習会を開催します。

- ① 子育てアドバイザーの配置
- ② つどいの広場“りな”の開設 (子育て親子の交流, つどいの場の提供)
- ③ 子育て支援講習会の開催 (月1回)
- ④ 子育てイベントの開催 (2ヶ月に1回程度)
- ⑤ 子育て等に関する相談, 援助の実施
- ⑥ りなっこだより [“りな”に関する情報の提供] の発行 (月1回)
- ⑦ **【新】利用者のニーズ把握(アンケート調査の実施)**

(3) 子育てに役立つ情報の収集及び提供

9 広報啓発活動等の充実

(1) 福祉情報配信サービス事業の実施

地域福祉・ボランティア, 子育て支援, 医療・当番医, 防犯・防災等の様々な情報をメールで配信します。

10 低所得世帯等の福祉の増進

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施

低所得者, 障がい者, 高齢者の世帯に対し, 資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより, 世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ります。また, 新型コロナ特例貸付については, 主として償還に努めるとともに新たな制度については柔軟に対応します。

- ① 生活福祉資金の相談, 助言, 貸付, 償還指導
- ② 生活困窮者自立支援事業実施機関との連携
- ③ **【新】償還促進月間の実施**
- ④ **【新】新型コロナ特例貸付償還事務の開始に伴う業務推進体制の整備**

(2) 小口資金貸付事業の実施

鹿屋市の住民で緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった世帯に対し, 資金の貸付を行います。

- ① 小口資金の相談, 助言, 貸付, 償還指導
- ② 償還促進月間の実施

(3) 生活困窮者食料支援事業の実施

生活に困窮し、食料に困っている世帯に対し食料支援を行うことにより、危機的状況を回避します。

- ① 生活困窮世帯への本会備蓄食料品の提供
- ② 生活困窮世帯への「食料支援に関する協定締結先」からの食料品の提供
- ③ 「食料支援に関する協定締結先」の拡充

(4) 法外援護事業の実施

小口資金貸付など他方施策により対応できない一時的な生活困窮者に対し、人道的観点から緊急に現金を給付することで危機的状況を回避します。

(5) かごしまおもいやりネットワーク事業の実施

社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」として、福祉課題や生活課題を抱える地域住民等を対象に、経済的支援、相談支援、継続的な見守り等を実施します。

- ① 各関係機関との連携
- ② 世帯に対する相談支援
- ③ 世帯に対する物的支援の実施
- ④ 支援実施後の見守り
- ⑤ **【新】社会福祉法人等連絡会の開催**

1 1 各種イベントの開催

- (1) 鹿屋市ふれあい福祉まつり 2021 (仮称) の開催
- (2) 各支所 (吾平・輝北・串良) 地域ふれあいフェスタの開催

1 2 共同募金・歳末たすけあい募金配分金事業

(1) 共同募金配分金事業の実施

共同募金配分金の一部を財源に助成事業等を実施することで、地域福祉活動の推進を図ります。

- ① 福祉団体助成
- ② 公募型助成
- ③ 敬老の日祝品贈呈
- ④ 児童生徒への学習支援
- ⑤ ふれあいサロン等地域福祉活動助成
- ⑥ 広報啓発活動

(2) 歳末たすけあい配分金事業の実施

歳末たすけあい募金配分金を財源に年末年始に地域で行われる活動等に対して助成を行うとともに、年末年始を安心して暮らせるよう支援を行います。

- ① 歳末たすけあい見舞品贈呈
- ② 公募型助成
- ③ 児童施設歳末見舞金贈呈
- ④ ふれあいサロン等地域福祉活動支援
- ⑤ 生活困窮者支援

⑥ 広報啓発活動

(3) 各種イベントの開催

・共同募金の普及広報啓発を目的としたイベントを開催します。

1 3 福祉団体等の育成援助

(1) 各種福祉団体等の運営支援

1 4 共同募金運動への協力

(1) 共同募金への協力

(2) 歳末たすけあい募金への協力

1 5 日本赤十字社会員増強運動への協力

(1) 戸別会費募集

(2) 職域会費募集

(3) 協賛委員による会費募集

(4) ダイレクトメールによる会費募集

(5) 啓発活動